事例２

適切な見張りを行わずに航行し、前路を横切れると思い込み衝突

概要：A船は、船長Aほか24人が乗り組み、旅客296人及び車両89台を乗せ、香川県小豆島地蔵埼南東方沖を東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、操業を終えて香川県さぬき市泊（とまり）漁港に向けて南西進中、平成22年6月7日02時37分ごろ両船が衝突した。

B船は、船長Bが軽傷を負い、船首部を圧壊し、A船は、左舷中央部に擦過傷を生じたが、死傷者はいなかった。

事故発生に至る経過

A船（旅客フェリー）

総トン数：9,975 トン
L×B×D：163.57m×25.60m×13.21m
船　　質：鋼
機　　関：ディーゼル機関２基
出　　力：19,858kW

B船（漁船）

総トン数：4.95 トン
Lr×B×D：10.37m×2.76m×0.79m
船　　質：FRP
機　　関：ディーゼル機関１基
出　　力：48kW

A船

航海士Aは、備讃瀬戸東航路を針路約110°として航行した

02時33分ごろ
航海士Aは、備讃瀬戸東航路中央第７号灯浮標の西方 0.4M 付近において、左舷船首 5° 1.3M 付近に低速力で航行しているB船の灯火を視認し、えい網中であると思った

航海士Aは、B船との距離が約1Mとなったとき、3M レンジとしたレーダーで B 船の動静を確認し、前路を約 0.2M 隔てて通過できると思い込み、その後は目視による見張りを行った

衝突の約30秒前
航海士Aは、B船の速力が上がったように感じたので、右舵15°としたものの、A船の船尾がB船と衝突すると思って舵中央に戻した

衝突の約20秒前
航海士Aは、B船に対して探照灯を照射して注意喚起信号を行った

B船

02時15分ごろ
地蔵埼灯台から145° 2,200m付近で揚網を始めた

02時21分ごろ
船長Bは、揚網を終えて網洗い作業を行いながら約1.7kn の速力で南西進した

衝突の約10分前
船長Bは、備讃瀬戸東航路中央第６号灯浮標付近を航行中のA船の灯火を視認したが、A船が接近するまでには網洗い作業が終了すると思い込んだ

船長Bは、その後、操舵室を離れ、船尾甲板で船尾から出した袋網の泥の落ち具合を確認しながら航行した

衝突の約30秒前
船長Bは、いつもより袋網の部分に付着した泥が多かったことから、早く泥を落とそうとして約3.0kn に増速した

衝突の約20秒前
船長Bは、袋網の泥の落ち具合の確認に意識が集中していたことから、A船からの探照灯の照射に気付かなかった

船長Bは、波を切る音を聞いてA船の接近に気付き、機関を後進にかけた

02時37分ごろ
衝　　突

事故当時の気象及び海象の状況
天気：曇り　風向：北東　風速：約 5m/s　視界：良好
潮汐：上げ潮の中央期　潮流：微弱な西流

航行経路図

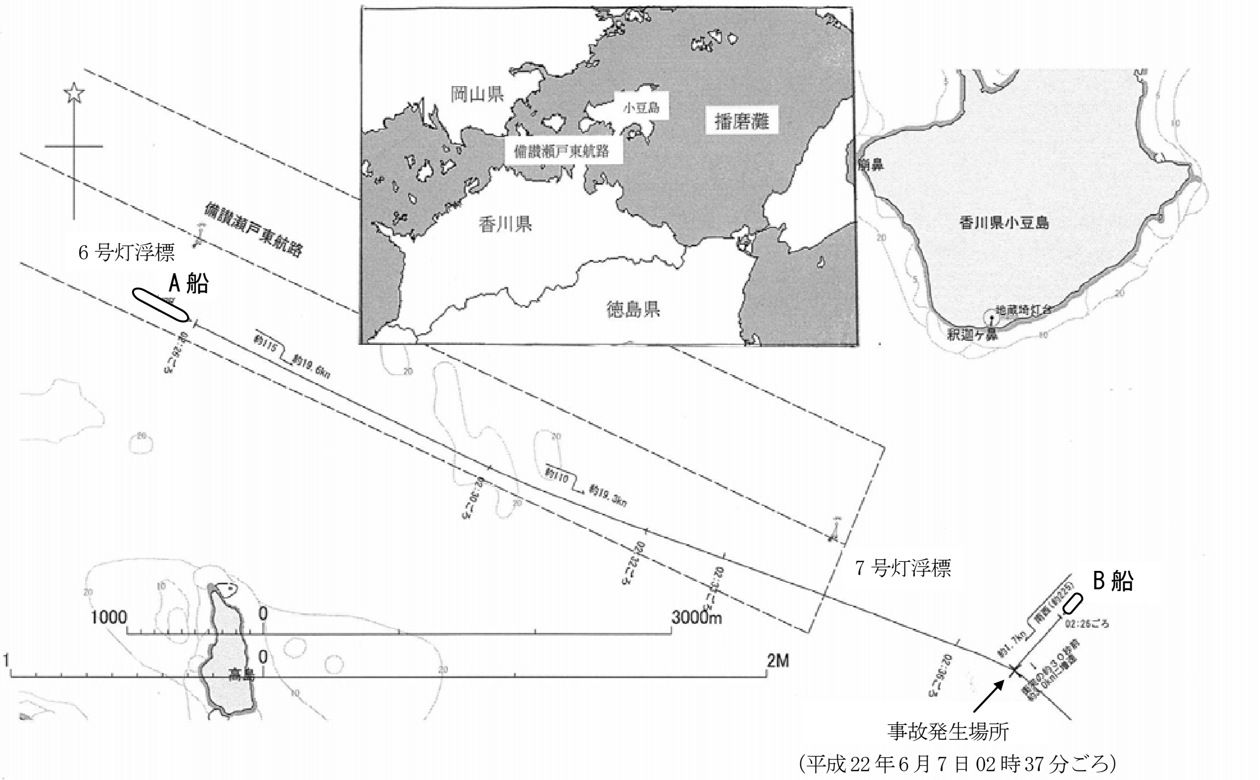

A 船及び B 船の見張りの状況

A 船

航海士 A は、B 船の灯火を視認し、灯火の状況及び低速力で航行していたことから、えい網中の漁船であり前路を通過することができると思い込み、その後の B 船の動静について、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。

B 船

船長 B は、A 船が接近するまでには、網洗い作業が終わるものと思い込み、網洗い作業に専念し袋網の泥の落ち具合の確認に意識が集中し、A 船に対する見張りを行っていなかったものと考えられる。

原因：本事故は、夜間、地蔵埼南方沖において、A 船が東進中、B 船が南西進中、航海士 A が適切な見張りを行わずに航行し、また、船長 B が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

航海士 A が適切な見張りを行わなかったのは、B 船の灯火の状況及び低速力で航行していたことから、B 船がえい網中の漁船であり、B 船の前路を約 0.2M 隔てて通過することができると思い込んでいたことによるものと考えられる。

船長 B が見張りを行っていなかったのは、A 船が接近するまでには網洗い作業が終了するものと思い込み、船尾甲板で同作業に専念していたことによるものと考えられる。

再発防止に向けて

- ➢互いに進路を横切る場合は、衝突のおそれについて、十分に判断することができるよう、常時適切な見張りを行うこと。
- ➢他船が衝突を避けるための動作をとっていない場合には、直ちに警告信号を行うこと。
- ➢自船が保持船となる場合は、衝突を避けるための最善の協力動作をとること。
- ➢自船が避航船となる場合は、他船から十分に遠ざかるため、できる限り早期に、かつ、大幅に動作をとること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(2011 年 1 月 28 日公表)
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2011/MA2011-1-1_2010tk0024.pdf